

令和8年度自動車騒音常時監視（面的評価）業務

仕様書

和歌山市

令和８年度自動車騒音常時監視（面的評価）業務 仕様書

I 総則

1 目 的

騒音規制法第１８条第１項の規定に基づき、和歌山市内の主要幹線道路における自動車騒音の状況を常時監視するため、環境省水・大気環境局モビリティ環境対策課が配布する面的評価支援システムを使用することで評価対象路線の環境基準の達成状況の把握を行うものである。

2 委託業務の完了

本業務は、仕様書に示す成果品及び業務完了報告書の提出をもって完了とする。

3 準拠する法令等

本業務は、この仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (１) 環境基本法（平成５年１１月１９日法律第９１号）
- (２) 騒音規制法（昭和４３年６月１０日法律第９８号）
- (３) 騒音に係る環境基準（平成１０年９月３０日環境庁告示第６４号）
- (４) 「騒音規制法第１８条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成２３年９月１４日 環水大自発第１１０９１４００１号環境省水・大気環境局長通知）
- (５) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成２３年９月１４日付け環水大自発第１１０９１４００２号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知、平成２７年１０月３０日付け環水大自発第１５１０３０１号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知）
- (６) 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成１２年５月１５日付け環大二第５１号、環大企第１０１号 環境庁大気保全局長通知、平成２７年１０月３０日付け環水大自発第１５１０３０１号、環水大自発第１５１０３０１号環境省水・大気環境局長通知 以下、「評価マニュアル」という。）
- (７) 自動車騒音常時監視結果報告要領（以下「報告要領」という。）
- (８) 面的評価支援システム操作マニュアル（以下「操作マニュアル」という。）
- (９) その他関係法令等

4 貸与資料等

本業務の遂行に当たり、和歌山市（以下「甲」という。）は、受注者（以下「乙」という。）に自動車騒音測定結果及びその他業務遂行上必要と認められる資料等を貸与する。

業務で使用する住宅地図（Zmap-TOWNⅡ和歌山市 株式会社ゼンリン）については、本業務を受注後最新のものを受注者が購入し、成果品として市に提供すること。また、地図のライセンスは市に帰属するものとする。なお、面的評価支援システム・GIS エンジン・基盤地図情報・パソコンについては乙にて用意すること。

5 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品は、甲に帰属するものとし、甲の承諾を得ずに許可なく第三者に貸与及

び公表してはならない。

6 打ち合わせ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、乙は、甲と常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、乙がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議するものとする。

7 関係官庁への手続等

- (1) 乙は、本業務の実施に当たっては、甲が行う関係官庁等への対応に協力するものとする。
- (2) 乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は、誠意をもって対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく甲に届け出なければならない。

8 土地への立ち入り

- (1) 乙は、本業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、甲と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 乙は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等を除去し、又は土地若しくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ甲に報告するものとし、甲の指示を受けて所有者の承諾を得るようにするものとする。

9 成果品の提出

- (1) 乙は、本業務が完了したときは、この仕様書に示す成果品を速やかに提出し、甲の検査を受けるものとする。
- (2) 乙は、甲の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- (3) 成果品に欠陥が発見された場合、乙は、速やかに修補を行わなければならない。

10 一時中止

次の各号に該当する場合において、甲は、乙に必要と認める期間、業務の一部又は全部を一時中止させることができる。

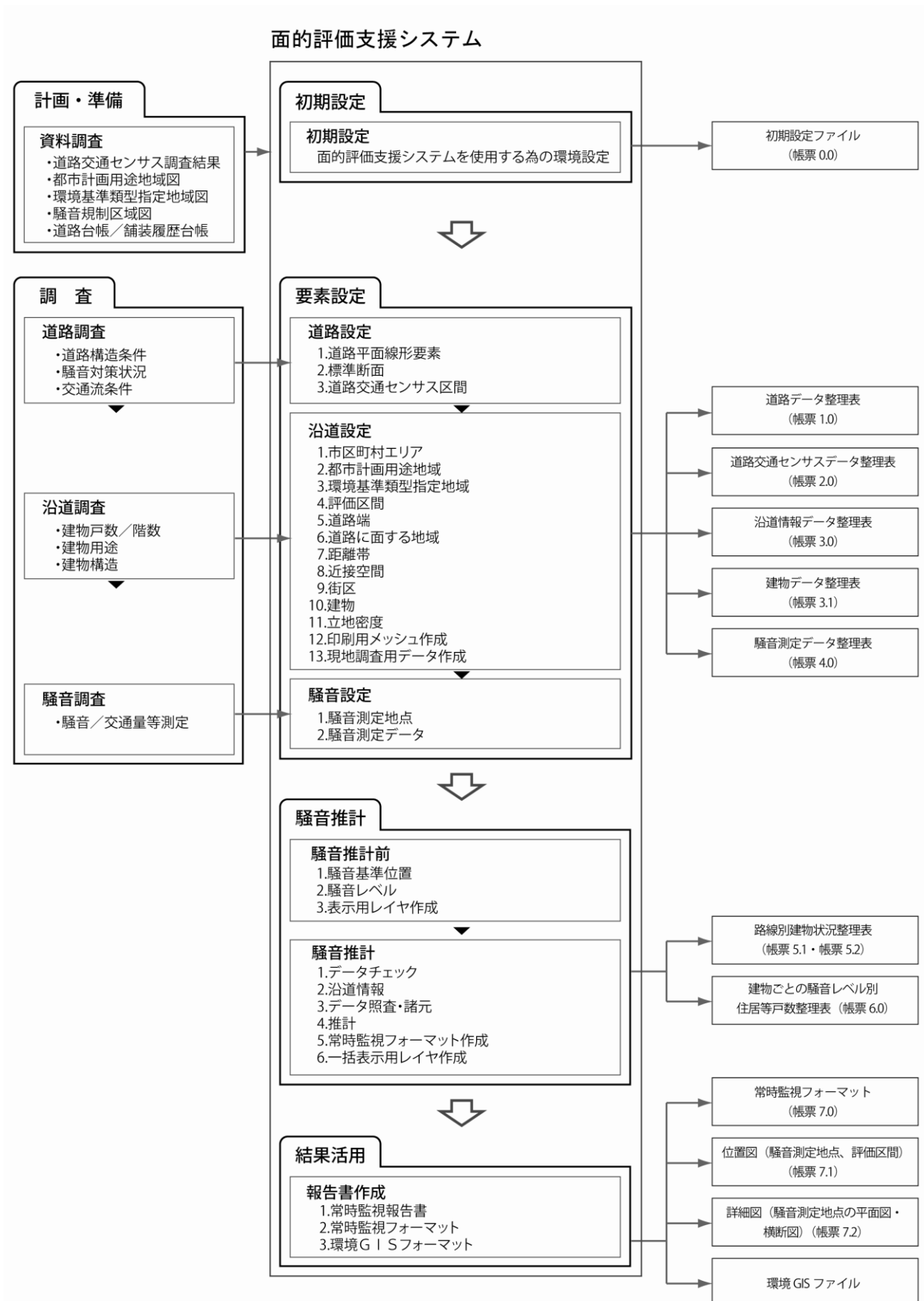
- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の設計業務が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により、業務の続行が不相当または不可能となった場合
- (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 安全確保上必要があると認めた場合

11 その他

乙は、環境省が配布する面的評価支援システム及び当該システムの稼動環境の改定等があった場合は、無償で対応するものとする。

Ⅱ 業務内容

本業務における作業内容は以下の通りである。



1 初期設定

(1) 初期設定

面的評価支援システムを使用するための初期設定をする。

- ①過年度データの移行
- ②動作環境の設定
- ③基準年度の設定

2 調査

(1) 道路調査

和歌山市内の主要幹線道路のうち（和歌山市の評価対象路線一覧参照）、11区間について、道路構造条件・騒音対策状況・交通流条件等を調査してとりまとめる。

(2) 沿道調査

和歌山市内の主要幹線道路のうち（和歌山市の評価対象路線一覧参照）、11区間について、街区ごとの地表面種類を調査してとりまとめる。

また、3（2）⑨建物情報設定後に住宅地図に不足する建物情報（住居戸数、建物階数）について現地調査等による補足調査を行い、建物情報を追加する。

一部の基盤地図情報を利用している、建物情報等が無い区間については、甲と対応を協議する。

(3) 騒音調査

騒音測定データを貸与する。ただし、騒音発生強度の把握の方法が、交通量・速度に基づいて騒音レベルを推計し評価できる区間については、交通量等のデータを貸与する。

3 要素設定

(1) 道路設定

①道路平面線形要素の設定

評価対象となる道路平面線形オブジェクトを作成する。

オブジェクトに対し8種類までの道路の属性情報（道路種別、道路名称（路線名）、変更履歴等）を入力する。

②標準断面の設定

道路横断面を作成し、情報を入力する。

作成した横断面に道路種別・道路種級・道路構造等の道路情報を入力する。

③道路交通センサス区間の設定

道路平面線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、道路交通センサス線形オブジェクトを作成し、道路交通センサス情報を入力する。

(2) 沿道設定

①都市計画用途地域の設定

都市計画用途地域オブジェクトを作成する。

②環境基準類型指定地域の設定

都市計画用途のオブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成する。

③評価区間の設定

道路交通センサス線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間線形オブジェクトを作成し、評価区間情報（評価区間番号・道路種別・道路名称（路線名）・センサス番号・上下コード（上り・下り・その他））を入力する。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

④道路端の設定

道路端のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑤道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に道路に面する地域オブジェクト（評価用・表示用）を作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑥距離帯の設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑦近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑧街区の設定

街区密度を確認しながら街区のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

⑨建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報（番号・建物用途・構造）を入力する。

建物属性（建物面積・戸数・階数・建物位置での距離帯・環境基準類型指定地域等）を把握し、建物群減衰量補正（見通し角）を計算、窓面位置の設定をする。

⑩立地密度

評価区間・街区の立地密度を計算する。

⑪現地調査用データ作成

現地調査用の沿道条件の把握チェックシート・建物図を印刷する。

（3）騒音設定

①騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報（年度・騒音測定箇所番号・定点／準定点／例外的実測）を入力する。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

②騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力する。

4 騒音推計

（1）騒音推計前

①騒音基準位置の設定

基準点（オブジェクト）の位置を設定し、測定データの選択をする。

②騒音レベルの設定

基準点騒音レベルおよび残留騒音レベルを設定する。

③表示用レイヤ作成

評価区間オブジェクト単位毎の表示用レイヤ（道路近傍騒音レベル、残留騒音レベル、騒音観測・非観測区間区分）を作成する。

（2）騒音推計

①データチェック

オブジェクト・関係データ・帳票データの関連付けをチェック処理し、エラーがないことを確認する。

また、チェックの結果をファイル出力する。

②沿道情報

入力した沿道情報（評価区間・街区・都市計画用途地域等）を画面上で確認する。

③データ照査・諸元

入力したデータ（密度・発生源騒音強度分布・残留騒音分布）を画面上で確認する。

④推計

” ASJ RTN-Model 2018” 日本音響学会道路交通騒音予測モデルによる背後地建物の騒音推計（詳細調査）をする。

・建物ごとの距離帯別騒音レベル推定

評価区間の道路近傍騒音レベルから、” ASJ RTN-Model 2018” 日本音響学会道路交通騒音予測モデル推定式に基づいた基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより、建物ごとの対象道路からの距離帯別騒音レベルを推計する。

騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものと見なし、建物密度が密の場合には0、15、25、35、45mとし、疎の場合には5、15、25、35、45mとする。

なお、独立（戸建て）住宅が複数の距離帯に属する場合は、道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が3箇所以上の複数の距離帯に属する場合は、各距離帯について騒音レベルの推計を行うものとする。

・建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計

評価区間毎に、「建物ごとの距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物ごとの距離帯別住居戸数」から、建物ごと及び地域類型別に、近接空間または非近接空間の各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価支援システムにより集計し、帳票に整理する。

また、交差点部において、複数の評価区間に属する建物については、評価区間ごとに算出された「建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定結果」を合成し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理する。

なお、2つの評価区間に属する建物のうち、近接空間と非近接空間の両方に属する場合には、近接空間に属するものとする。さらに、大規模な集合住宅については、建物を距離帯別に区分し、距離帯別に近接空間または非近接空間を設定して、各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を集計する。

・環境基準超過住居戸数及び割合の算出

「建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集」の結果：「騒音レベル別住居等戸数」を基に、評価区間ごとの環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理する。なお、環境基準超過戸数のうち、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成対象の建物等は、「屋内に透過する騒音に係る環境基準」をすでに満足しているものと見なし、環境基準超過戸数から除く。

⑤常時監視フォーマット作成

自動車騒音常時監視結果報告を作成する。

⑥一括表示用レイヤ作成

推計結果より、一括表示させるレイヤ（騒音暴露状況・環境基準達成状況・騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断図等）を作成する。

5 結果活用

（1）報告書作成

①業務報告書

面的評価結果等を取りまとめて業務報告書を作成する。

②常時監視フォーマット

自動車騒音常時監視結果報告を作成する。

③環境GISフォーマット

報告要領に基づき、環境GISフォーマットを作成する。

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

なお、報告書のうち、甲が必要と認めるものについては、甲で指定するXMLフォーマットのデータへの変換を可能なものにする。

名 称	サイズ	部数	備 考
1 報告書	A4紙	1部	
(1) 業務報告書	〃		
(2) 自動車騒音常時監視結果報告	〃		報告要領の様式に準じる
(3) 位置図（騒音測定地点、評価区間）	〃		
(4) 詳細図（騒音測定地点の平面図・横断図）	〃		
(5) 環境GISフォーマット	CD-ROM		
(6) 自動車騒音常時監視結果報告	〃		
2 システムデータ		一式	
(1) オブジェクト・データベース	CD-ROM		
3 電子地図			
(1) ゼンリン製（Zmap-TOWNⅡ和歌山市）	CD-ROM	一式	最新版

7 疑義の質問

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

一和歌山市の評価対象路線一覧

路線番号	路 線 名
1	阪和自動車道
2	国道24号
3	国道26号
4	国道42号
5	県道岩出海南線
6	県道新和歌浦梅原線
7	県道粉河加太線
8	県道岬加太港線
9	県道和歌山貝塚線
10	県道和歌山橋本線
11	県道和歌山港線
12	県道和歌山打田線
13	県道和歌山停車場線
14	県道井ノ口秋月線
15	県道沖野々森小手穂線
16	県道岩橋栗栖線
17	県道紀ノ川停車場線
18	県道紀ノ川停車場平井線
19	県道紀伊停車場田井ノ瀬線
20	県道紀和停車場線
21	県道三田海南線
22	県道三田三葛線
23	県道秋月海南線
24	県道小豆島岩出線
25	県道新和歌浦線
26	県道西脇梅原線
27	県道善明寺北島線
28	県道鳴神木広線
29	県道有功天王線
30	県道和歌山海南線
31	県道和歌山港北島線
32	県道和歌山阪南線
33	県道和歌山野上線
34	市道砂山手平線
35	市道市駅小倉線
36	市道新和歌浦中之島紀三井寺線
37	市道西脇山口線
38	市道大橋島崎町線
39	市道本町和歌浦線
40	市道有本中島線
41	市道六十谷手平線
42	市道松島本渡線

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、自動車騒音常時監視（面的評価）業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（履行期限）

第2条 乙は、令和9年2月26日までに、委託業務を完了しなければならない。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（うち消費税及び地方消費税に相当する額円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、その都度、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 甲は、前項の確認の結果、乙が仕様書に従って委託業務を履行していないと認められる場合は、第2条の契約期間内に、乙に完全な履行を求めることができる。この場合において、乙はその履行を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- (談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じて、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

（補則）

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
 和歌山市
 和歌山市長 尾 崎 太 郎

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合

又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。